

令和8年度山形県観光宣材素材集作成業務委託基本仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度山形県観光宣材素材集作成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 委託業務の目的

主に県外の方（SNSを利用する国内の若い世代がメインターゲット）に対して、山形県の魅力を効果的に発信し、「旅マエ」の段階において本県への興味・関心を喚起することで、本県へのさらなる誘客拡大を図るため、SNS等による観光PR用の宣材素材集を作成するもの。

4 委託業務の内容

旅マエの旅行者に対する本県への観光誘客を図るため、食、温泉、自然、歴史文化、祭り・イベント、特産品、体験等をテーマとして、年間を通じて山形県内の観光資源を素材とした写真の撮影及び収集を行い、宣材素材集を作成すること。

また、宣材画像自体が旅行の目的になり得るような「映える」観光素材を発掘し、山形県のブランディングにつなげること。なお、既に広く認知されている素材以外のもので、魅せ方によって県外からの誘客につながるような新たな素材をできるだけ多く提案すること。

(1) 業務の範囲

掲載内容の取材、写真の撮影・調達

- ・四季折々の魅力的な内容の取材、写真の撮影を行い、県内4地域（村山・最上・置賜・庄内）の地域バランスを考慮すること。
- ・取材先は全35市町村を前提とし、協議により決定すること。
- ・使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ・撮影取材については予備日等余裕を持った行程を設けることとし、天候等諸条件が悪い場合や、撮影した写真のイメージが著しく悪い場合は、再度撮影取材を指示する場合があることに留意すること。ロケハン及び撮影取材（再撮影を含む）、取材に関わる費用は全て本業務に含むこととする。
- ・拡大してポスター等で使用できるよう、画像データの容量について考慮すること。
- ・見る人の観光意欲に訴求し、掲載写真のコンテンツを体験した場合のイメージが付きやすいよう、モデルが写った写真を適宜複数枚撮影すること。
- ・写真は受注者自らが撮影したものを使用すること。本業務において受注者が撮影した写真は全て発注者へ納品し、受注者は、本件写真に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下同じ。）を、納品時に（代金支払時に）発注者に譲渡するとともに、受注者は、本件写真に係る著作者人格権を行使しないものとする。なお、受注者と従業員との間で従業員が撮影した写真の著作権を受注者に譲渡すること及び従業員が著作者人格権を行使しないことを内容とする契約が締結されていること。また、受注者とモデルとの間で、発注者に対しても肖像権、プライバシー権、パブリシティー権その他人格権を行使しないことを内容とする契約が締結されていること。

※観光写真集は、市町村等へ配布予定。また、山形県観光情報サイト「やまがたへの旅」においても配布予定。

(2) 数量等

- ・ 収納写真数 420点程度
- ・ 作成枚数 50枚（索引及びケース付きのDVD）

5 成果品の種類、納入場所及び納入期限

受注者は、業務完了に係る成果品として、下記(1)(2)及び(3)を令和9年3月31日（火）まで提出すること。

- (1) 業務完了報告書：2部
- (2) 業務実施状況に関する報告書：2部
- (3) 令和8年度中に撮影した写真の電子データ一式（jpg形式等）を格納した光学メディア

6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意を処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費は、受注者において負担すること。
- (3) 写真に係る著作権はすべて発注者に譲渡し、山形県による二次使用については、無償とすること。
- (4) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (5) 受注者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関し、知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (9) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

7 その他

- (1) 受注者は、やまがた観光キャンペーン推進協議会事務局と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。